

定期巡回・随時対応型訪問介護看護契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	米子医療生活協同組合
主たる事務所の所在地	〒683-0052 米子市博労町3丁目80-1
代表者（職名・氏名）	理事長 梶野 大
設立年月日	昭和28年6月1日
電話番号	0859-35-5123

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションおおたか	
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
事業所の所在地	〒689-3514 米子市尾高1812番地	
電話番号	0859-21-0041	
指定年月日・事業所番号	令和6年2月1日指定	3190200729
管理者の氏名	川本 昌和	
通常の事業の実施地域	米子市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

① 定期巡回サービス	訪問介護員等が、居宅サービス計画に基づき、計画作成責任者が作成した訪問計画にしたがって定期的に利用者の居宅を巡回して、食事、排泄、入浴、その他日常生活上の必要な援助を行います。
② 随時対応サービス	利用者又はその家族からの通報内容に基づき、相談援助や訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、緊急時対応等必要な援助を行います。

③ 訪問看護 サービス	連携する訪問看護ステーションの看護師が療養上必要な援助又は診療の補助等を行います。
----------------	---

5. 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	24時間

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
管理者	1名
計画作成責任者	1名以上
オペレーター	1名以上
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要数以上
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	1名以上

7. 利用料

利用料金は厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬）により、原則として利用者負担割合に応じた額です。別表「サービス利用料金表」をご確認ください。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

なお、介護保険関連法令の改正等により介護保険の給付額に変更があった場合は、これに従いご利用料金を変更いたします。この場合は別表「サービス利用料金表」にてご案内いたします。

（3）支払い方法

利用料（利用者負担金）は1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、ご利用の翌月末までに（口座引き落としの場合を除く）、次のいずれかの方法によりお支払いください。

	お支払い方法
口座引き落とし	予め登録いただいたご指定の口座から引き落とします。
銀行振り込み	当事業所が指定する口座にお振り込み下さい。
現金払い	現金でお支払い下さい。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

事業者は、利用者から相談・苦情などに対応する窓口を設置し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者の要望や苦情などに対し、迅速に対応します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関することについては、サービス提供担当者、もしくは下記までお申し出ください。

＜事業所窓口＞ 米子医療生活協同組合 ヘルパーステーションおおたか責任者	所在地：米子市尾高1812 TEL：0859-21-0041 受付時間：午前8時30分から午後5時まで
＜市町村窓口＞ 米子市役所長寿社会課	所在地：米子市加茂町1-1 TEL：0859-23-5131 受付時間：午前8時30分から午後5時まで
＜公的団体窓口＞ 鳥取県国民健康保険団体連合会 (相談窓口専用)	所在地：鳥取市立川町6丁目176 TEL：0857-20-2100 受付時間：午前9時から午後5時まで

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所	所在地	米子市尾高1812番地	
	事業所名	ヘルパーステーションおおたか	
	管理者名	川本 昌和	印
	説明者名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印